



学びのアップデート

Learning Updates

- インターネット上で見つけた資料、勝手に使って大丈夫？
- 考えよう！ デジタルリテラシー
- 特別支援学校におけるアプリの活用
- オンラインホワイトボードアプリケーション「FigJam」
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を考える。「デジタルを活用したこれからの学び」

インターネット上で見つけた画像を使って作成した資料（※イラストは、写真を想定）

A班 おすすめスポット！

都庁中学校3年B組A班

来週はいよいよ修学旅行です。A班のおすすめ見学スポットを紹介します！



お客さんがいっぱい
のショッピングモール



お腹がすいたらタイ料理



大人気のお土産も！！

甘いものが好きな人には、有名なクレープやたい焼きがおすすめ！

体調管理に気を付けて、元気にみんなで修学旅行を楽しみましょう！

〇〇県について

都庁小学校4年1組5班

社会科の学習で〇〇県について調べました。



〇〇県は冬に雪がたくさん降るので、毎日雪下ろしが欠かせません。雪下ろしをしている人の画像を見つけました。毎日大変ですね！



今大人気のドーナッツも、〇〇県で生まれました！金箔ソフトも有名です。

みんなネットの画像を貼ることができるようになりましたね。



え？なんで？

GIGAが進み、
こういう成果物が
増えてきましたね



でも！

このような作品を掲示できるのは教室内だけです！（著作権法第35条）



インターネット上で見つけた資料、勝手に使って大丈夫？

■ インターネット上の画像を使う場合は正しく引用しましょう

先程の事例は、児童・生徒がインターネット上の画像を自由に貼り付けたものでしたね。
このようなものは、教室内（授業の過程内）のみで利用することができます。
※利用場面によっては許諾が必要



画像を引用するためのルールを守って作成した成果物は教室の外に掲示できます。特に許諾の必要はありません。

正しい引用の仕方を教えて！！



■ 著作権法第35条と「授業目的公衆送信補償金」

授業中であれば著作物を自由に利用することが可能です。ただし条件があり、例えば市販の問題集の複製が禁じられていることなどはよく御存知かと思います。著作権法第35条では、著作物を複製して利用する場面を「授業の過程」のみとしています。「授業の過程」とは、授業内で作成した成果物を教室内で掲示することを指しています。その授業を受けている児童・生徒以外が閲覧できるように教室の外に掲示したり、学習発表会等で発表したりする場合には、正しく引用していない限り許諾が必要です。

なお、Google ClassroomやTeamsなどクラウド上で著作物を扱う場合は、「**授業目的公衆送信補償金**」を支払うことが必要です。公立学校は、教育委員会が毎年支払っています。著作権法第35条の内容を理解した上で著作物を利用しましょう。

株式会社グリーと協定を結び、共同で教材をつくりました



インターネットやSNSとの上手な付き合い方について考える中学生・高校生向けの教材です。

9事例を公開しており、いずれも議論のきっかけとなるように示しています

「きわどい自撮り写真！
自分で自分を撮影するのなら
OK？」



未成年の自撮り事件や児童ポルノの製造・所持について考えさせる事例です。

「夏休みで昼夜逆転、
夜更かしがなおらない…
…どうする？」



ネットの長時間利用の問題と、解決法を考えさせる事例です。

誌上で一部公開「SNSアカウントをバンされた！」

「J子さんが何やら怒っています。
「SNSで気に入らない主張をしている子がいたから、たくさん反論したのよ。そうしたら**自分のアカウントだけ停止**されてしまって…！」
「意見を言っただけなのに。私だけなんてズルい！」
みなさんはどう思いますか？」



SNSの事業者は利用規約を定めており、ルールに反する書き込みをすると、利用停止のペナルティを与えることがあります。

広告をたくさん見てもらうことで収益を得ている企業がペナルティを課すことについて、あなたはどう思いますか？

答えを示す教材ではありません。グループ内でディベートをしたり、話し合ったりすることで自分の考えを深めることをねらいとしています。



教材はこちらから

http://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/digital_literacy.html



特別支援学校におけるアプリの活用

最近報告された新しいアプリの活用事例を紹介します。

AIモーションキャプチャ「Scroobly」でアニメーション制作

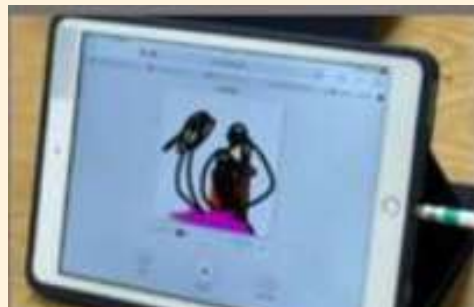
東京都立城東特別支援学校（知的障害・中学部）の美術の実践

特殊な機能を準備することなく、パソコンやタブレットの内蔵カメラを用いて「リアルタイムモーションキャプチャ」を体験できます。

アニメ風の静止画を用意し、カメラに向かって自分の体を動かすと、静止画も自分と同じ動きをしてくれます。AIが人の顔や体の関節を検出・推定し、動きに応じてアニメーションを生成します。



①人型モデルに沿って描画



②アニメーションの確認



③作品の鑑賞



④Teamsで動画を共有

「Bitsboard」で自分の名前を学習

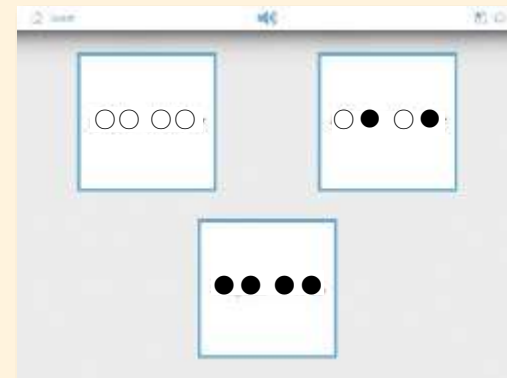
東京都立中野特別支援学校（知的障害・小学部）の国語の実践



画像・テキスト・音声を入力したカードを使って、複数のカードを同時に表示したり、クイズを出題できるアプリです。

自分の名前が呼ばれた際、自分の名前のカードを選ぶ問題に取り組みせました。自分の名前がiPadから聞こえるので、興味をもって活動することができました。

3人分の名前をカードに記載



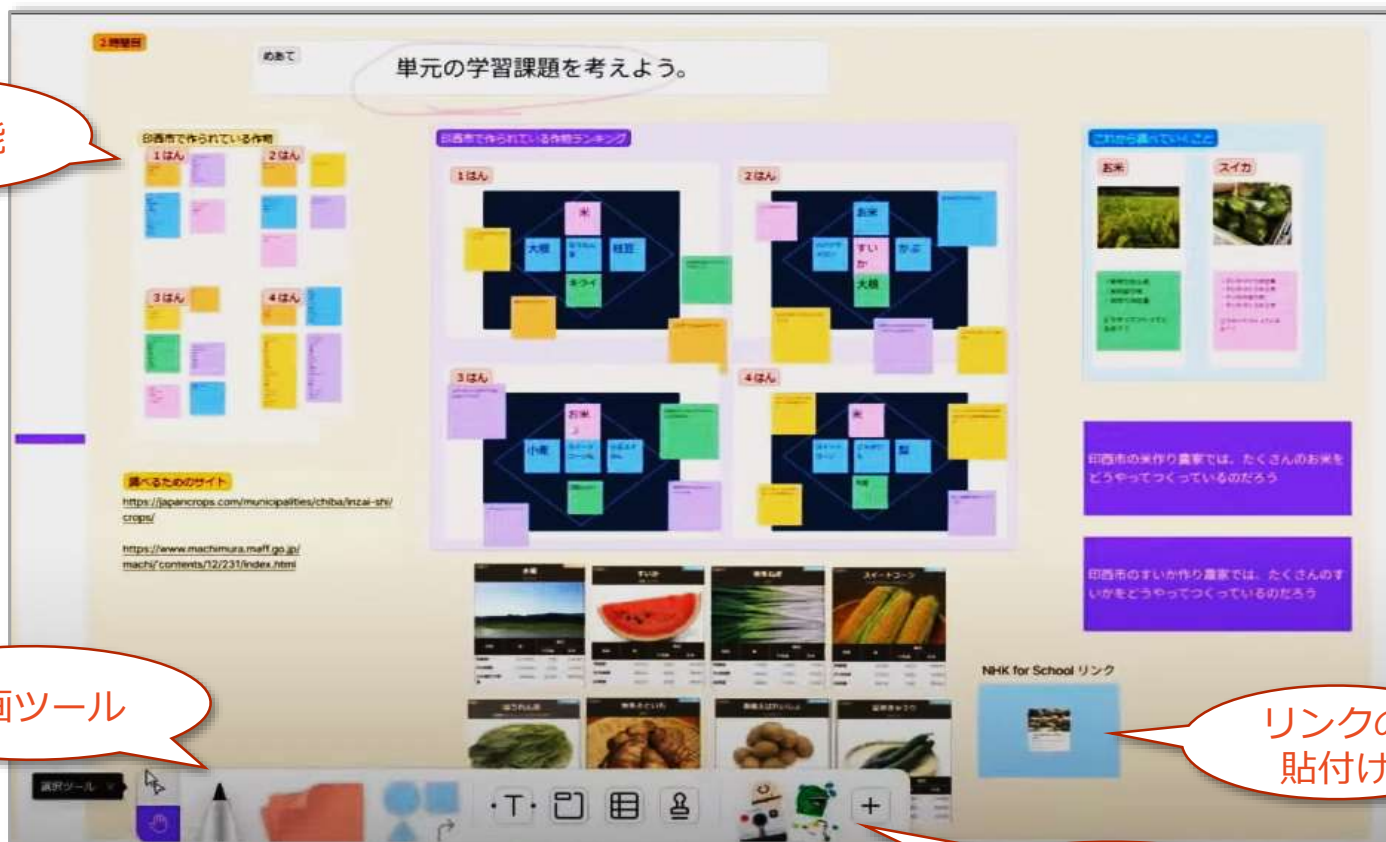
これ以外にも様々なアプリがあり、日々更新されています。新たなアプリも、ぜひ積極的に活用してみましょう。



Google社のJamboard※の代替となるサービスは複数ありますが、そのうちの一つを紹介します。

※令和6年12月31日でサービス終了（※令和6年10月1日～12月31日は閲覧のみ）

FigJam（フィグジャム）の例



付箋機能

描画ツール

スタンプ機能

カメラ機能

リンクの
貼付け

■ FigJam

- ・教育利用は無料
- ・Googleアカウントで利用可能

(Googleとの連携の申請は、教育委員会に御相談ください。申請から利用までに1カ月程度かかります。)

令和5年10月開催「FigJamオンラインセミナー」にて発表を行った千葉県印西市立原山小学校資料から許諾を得て掲載

Jamboardに似てるから、子供も先生も早く慣れそうですね！



愛知県春日井市のF小学校に行ってきました！

子供が学び方を自己決定・自己調整する授業づくりを推進

F小学校では、1単位時間の授業の中で「どのように学ぶか」を子供が決めるよう授業をデザインしています。教師は、子供の意思決定を最大限尊重し、支援します。

これまで教員は「机に端末を出しましょう」「●●のアプリを立ち上げましょう」「～のホームページで調べましょう」と、子供たちの学び方を指示してきました。その結果、「学習させられている」といった思いをもつ子供もいたのではないのでしょうか。

自立した学習者の育成に向け、大いに参考となる実践だと感じました。

F小学校の取組から学んだ授業改善のポイント

自己決定・自己調整する場面を意図的に設定

- ☑ **本時の目標**を自己決定（目標と振り返りを記録）
- ☑ **学習形態**（個人、ペア、グループ）を自己決定・調整
- ☑ 学習するための**ツール**を自己決定

デジタルリーフレット 「デジタルを活用したこれからの学びの提案」

令和5年4月3日付で各区市町村教育委員会や都立学校に発出したデジタルリーフレットです。
（教育委員会を通じ各学校に送付済みです。）

個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実に向け、一人1台端末時代の新たな学びの姿を示しています。校内でぜひ御活用ください。



本リーフレットの担当は、
東京都教育庁総務部教育政策課です。

「とうきょうの情報教育note」公開中です。「デジタルを活用したこれからの学び」に関する情報を発信していきます。

https://note.com/t_info_education

New!



学習指導要領に示されている資質・能力を育むには、指導方法、学習方法、学習環境等を更新し、最新のものにする必要があります。

また、Society5.0に向けて、ICT機器及び環境というハード面と、それらをどう利用していくか、授業そのものをどのように構成するかというソフト面の両方のアップデートが求められています。

そこで、これからの「学び」を最新のものに「アップデート」していただくことを願い、本通信のタイトルを『学びのアップデート』としました。東京都教育委員会のホームページにも後日掲載する予定です。

学びのアップデート

Society5.0に向けた一人1台端末の活用のための実践事例通信
第20号 令和6年2月1日発行 東京都教育庁総務部教育政策課